令和８年度 第２回中央区協議会
(代表会)
会議資料②

【地域分科会からの報告事項】

・中地域分科会【区振興課】 P. 1

・南地域分科会【南行政センター】 P. 31

令和８年７月７日開催

中央区協議会
(代表会)

報告－中

中地域分科会における意見・要望等（令和８年７月）

件名	富塚地区コミュニティ協議会からの要望に対する回答について（空き家対策）	開催月	令和８年６月
内容	○背景 高齢化によるものと思われる「管理不全の空き家等」が年々増加傾向にある。また、住民の連帯感の希薄化とともに地域コミュニティの維持にも支障が生じている。 そのため、富塚地区コミュニティ協議会では「空き家等」を地域課題として取り上げ、浜松市および他都市の事例を調査するとともに住民のニーズ調査を行い、地域で可能な「空き家等対策」を計画することとした。 ○要望内容 １「管理不全の空き家等」に関する情報の共有および市への対応依頼について （１）対応の迅速化を図るため、市の管理する所有者情報(氏名・住所・連絡方法)を当該自治会等への共有を要望 （２）市への対応依頼事項について、経過・結果を当該自治会等に文書での回答を要望 ２中長期的な空き家対策に係る取り組みの推進について （１）富塚地区を市の「空き家等」対策のモデル地区に設定し、取組の推進を図ることを要望 （２）富塚地区内の自治会加入世帯を対象とした「空き家等」に関する住民意識・要望の調査費用の全額補助を要望 （３）「空き家等」の適正な管理に関する「空き家等管理条例」の制定を要望		
所管	市民生活課		
回答 （方針等）	１「管理不全の空き家等」に関する情報の共有および市への対応依頼について （１）空き家の所有者情報の外部提供は、国土交通省が定めたガイドラインにより、所有者に対し情報の利用目的、提供先及び提供する内容を明示したうえで所有者(共有の場合は全員)の同意を得ることが条件とされている。現状、同意を得ることは困難なため、情報共有は考えていない。 （２）経過や結果など、市の対応状況についても空き家の所有者情報に該当するため、情報共有は考えていない。		

	２中長期的な空き家対策に係る取り組みの推進について （１）本市では、中期的な空き家対策の取り組みとして、第２次浜松市空家等対策計画に基づき全市域を対象範囲として推進しているため、特定地域をモデル指定とする制度は設けていない。管理不全の空き家については、住民から通報を受け、個々に現地及び所有者調査を行い、判明した対象者に空き家の適正管理を求めている。今後も地域の実情を理解している皆様や関係団体からの情報提供等ご協力いただき、管理不全な空き家対策に取り組んでいく。 （２）本市の空き家対策については、第２次浜松市空家等対策計画に基づき、全市域を対象に適正管理を促す指導に力点を置いて取り組んでいる。特定地域の空き家に関する住民意識等の調査は、全市域の空き家問題の直接的な解決には結び付きにくいため、個々の調査に対する助成制度は設けていない。 （３）空き家の適正な管理は、空家対策事業を進捗するうえで重要な課題であるが、現行法の「空家等対策の推進に関する特別措置法」で実効性のある対策を講じられるものと考えているため、現行法を最大限に活用しながら、空家対策事業の進捗を図っていく。 　なお、令和５年の改正により、管理不全空家の所有者に対し指導や勧告が可能となったこと、指導、勧告、命令及び代執行の手続きが明確に定められていること、勧告を受けた管理不全空家は固定資産税の住宅用地特例が解除されるといった税制上の措置が連動している。

浜市市第 121 号
令和8年6月16日

浜松市中央区協議会中地域分科会
会長　鈴木登志郎　様

浜松市長　中野　祐介
（市民生活課）

富塚地区の空き家対策に関する要望に対する回答について

（要望内容）

1「管理不全の空き家等」に関する情報の共有および市への対応依頼について

(1) 対応の迅速化を図るため市の管理する所有者情報（氏名・住所・連絡方法）について、当該自治会等への共有を要望する。
(2) 市への対応依頼事項について、経過・結果を当該自治会等に文書で回答することを要望する。

2 中長期的な空き家等の対策に係る取り組みの推進について

(1) 富塚地区を市の「空き家等」対策のモデル地区に設定し、取組の推進を図ることを要望する。
(2) 富塚地区内の自治会加入世帯を対象とした「空き家等」に関する住民意識・要望の調査費用の全額補助を要望する。
(3) 「空き家等」の適正な管理に関する「空き家等管理条例」の制定を要望する。

（回答）

1「管理不全の空き家等」に関する情報の共有および市への対応依頼について

(1) 空き家の所有者情報の外部提供については、国土交通省が定めたガイドラインにより、所有者に対し情報の利用目的、提供先及び提供する内容を明示したうえで所有者（共有の場合は全員）の同意を得ることが条件とされており、現状、同意を得ることは困難なことから、空き家所有者の情報共有は考えておりません。

(2) 経過や結果など、市の対応状況についても空き家の所有者情報に該当するため、情報共有は考えておりません。

２中長期的な空き家等の対策に係る取り組みの推進について

(1)本市では、中期的な空き家対策の取り組みについて、第２次浜松市空家等対策計画に基づき全市域を対策範囲として推進しており、特定の地域をモデル指定とする制度は設けておりません。管理不全の空き家については、住民から通報を受け個々に現地及び所有者調査を行い、判明した対象者に空き家の適正管理を求めています。今後も引き続き地域の実情を理解している皆様や関係団体からの情報提供等ご協力をいただきながら、管理不全な空き家対策に取り組んでまいります。

(2)本市の空き家対策につきましては、上述のとおり第２次浜松市空家等対策計画に基づき、全市域を対象に適正管理を促す指導に力点を置いて取り組んでおります。この点において、特定地域の空き家に関する住民意識等の調査については、全市域の空き家問題の直接的な解決には結び付きにくいことから、市として個々の調査に対する助成の制度は設けておりません。

なお、空き家の管理状況や利用意向の調査として、国土交通省が実施している「空き家所有者実態調査」がございます。全国の約１万３千世帯を無作為抽出し所有している空き家の情報、取得経緯、管理状況、利用状況及び今後の利用意向について調査しており、国土交通省ウェブサイトに公表されております。国や地方公共団体における基礎資料として活用されておりますので、ぜひご参照ください。

(3)空き家の適正な管理は、空家対策事業を進捗するうえで重要な課題でございますが、現行法の「空家等対策の推進に関する特別措置法」で実効性のある対策を講じられるものと考えております。

令和５年の改正により、管理不全空家の所有者に対し指導や勧告が可能となったこと、指導、勧告、命令及び代執行の手続きが明確に定められていること、勧告を受けた管理不全空家は固定資産税の住宅用地特例が解除されるといった税制上の措置が連動していることが挙げられます。

そのため、現時点では条例を制定する予定はございませんが、現行法を最大限に活用しながら、空家対策事業の進捗を図ってまいります。

【令和8年2月25日開催】
中央区協議会（中地域分科会）資料

令和８年２月25日

中央区協議会（中地域分科会）

会長　鈴木 義明　様

富塚地区コミュニティ協議会 会長　井口隆夫

富塚地区の空き家対策に関する要望について

（趣旨）

当地区は昭和４０年頃から開発された団地が区域及び住民の大半を占めているため、ここ十数年来「高齢化」によるものと思われる「管理不全の空家等」が年々増加傾向にある（別紙１参照）。同時に、住民の連帯感の希薄化とともに地域コミュニティの維持にも支障が生じている。

このため、当コミュニティ協議会では「空家等」を地域課題として取り上げ、浜松市および他都市の事例を調査するとともに住民のニーズ調査を行い、地域で可能な「空家等対策」を計画する事とした。

（「空家等」の地域課題）

「空家等」の地域に対する課題は以下のとおりである。

①「管理不全の空家等」による日常の課題

＊地域生活への影響

・草や樹木の越境被害、猫等動物の住みつき、ハチの営巣
・景観の悪化
・不特定者の侵入による火災や犯罪の誘発の恐れ
・草木による交通支障
・倒壊の恐れ

＊自然災害による近隣への影響

・老朽化した雨戸・瓦等設備の飛散

②「空家等」の中長期の課題

＊住民の減少・高齢化による自治会をはじめとするコミュニティのへの影響

・日常生活及び防災・防犯活動等に対する近助（近隣の助け合い）意識の希薄化
・自治組織の担い手（地域伝統合行事の維持を含む）不足

＊当地域は各自治会区域が広く、区域に集会所等が一カ所のみで且つ地域の中心に無い為、特に高齢者・子育て世代等及び児童等の利用には施設が不足している。

（地域課題への取り組みの現状）

①「管理不全の空家等」による日常の課題に対して

自治会等では「空家等」の所有者把握は困難である。このため課題発生の都度市（区振興課及び関係課等）へ通知し所有者特定・連絡及び対応を依頼しているが依頼事項についての所有者への通知内容や所有者の対応状況等についての具体的な回答が無いため、対応に遅れが生じている。所有者が判明すれば自治会等による速やかな対応も可能である。

②中長期の課題に対して

地域コミュニティの維持発展には住民の連帯が必要である。疎遠になっていた住民が日常的に寄り合える集会所として「空家等」を借上げて「地域コミュニティ維持の為の施設として有効利用」することを構想している。しかし当地区ではこれまで「空家等」に関する住民の意識および地域コミュニティに対する考え・要望の調査を実施したことが無く、住民のニーズを十分把握しているとは言えない。

（要望内容）

①「管理不全の空家等」に関する情報の共有および市への対応依頼ついて

1. 対応の迅速化を図るため市の管理する所有者情報の共有を要望する。
所有者から情報提供の同意を得られた場合、所有者の氏名・住所・連絡方法を当該自治会へ共有し速やかな解決を図る。

2. 市への対応依頼事項について、経過・結果を当該自治会等に文書で回答することを要望する。依頼事項の提出も今後は文書でおこなう。

②中長期的な空き家等の対策に係る取り組みの推進について

1. 富塚地区を市の「空き家等」対策のモデル地区に設定する事を要望する。
「空き家等」の課題は、市全地域に共通するものであり、市と各地域が協働して解決に取り組む必要がある。当地区が構想する「地域コミュニティ施設としての借上げ」も同様である。
　このため、当地区をモデル地区に設定し、取り組みの推進を図るよう要望するものである。

2.「空家等」に関する住民意識・要望の調査費用の全額補助を要望する。
構想の計画立案には「空家等」に対する住民側の意識等の把握が必要だが、自治体による調査は例がないため標記の調査が必要である。このため地区内自治会加入世帯を対象として意識調査を実施する為にかかる費用（別紙 2 参照）の全額補助を要望する。

3.「空家等管理条例」の制定を要望する。
「空家等」が所有者により適正に管理されていれば地域への影響は少ない。予想されている「空家等」の増加を見据えて「空家等」の適正な管理に関する「空家等管理条例」の制定が必要である。

別紙1

富塚地区空き家等実態調査

自治会名	世帯数		空き家数	
	H31	R7	H31	R7
東	1,651	1,711	26	47
西	1,488	1,501	55	74
北	1,435	1,458	18	73
中	1,460	1,579	26	25
御前谷	157	152	6	10
西和	1,410	1,530	6	7
合計	7,601	7,931	137	236

別紙２

浜松市コミュニティ協議会 空き家利活用調査事業について

官民連携事業研究所

案1：アンケート実施プラン：簡易かつ安価に表面的にでも空き家利活用に関する意見をとりまとめるプラン

▼開催概要

- 対象：約8,000世帯（1回実施）
- 内容をとりまとめ、簡易的に調査分析を実施

▼アンケート実施の流れとポイント

- **準備：【アンケート項目の調整・目線合わせ】**

 地域住民に対してどのようなアンケートを実施するか、
 どのような声を拾えると良いかを調整し項目を確定。

 ★比較的高齢者が多いことから設問数や文字の大きさを
 回答しやすいように調整（途中離脱を防ぐ）

 ★紙回答をベースとして、各戸配布を実施

- **配布：【意識調査】**

 地域住民に対してアンケートを配布し、回答を依頼
 町内会等とも連携し回答の依頼を行い回答率を高める。

- **集計：【アンケートを集計し、分析結果を見える化】**

 アンケート結果から見えてきた内容を分析
 どのような傾向があるかを見えるする。

 ★地域のありたい姿や空き家利活用について簡易分析

 ★グラフ等、わかりやすいかたちで見える化

▼支援項目及び費用

項目	概算費用（税抜）	備考
企画運営費	50万円	
アンケート項目作成	30万円	
アンケート印刷および配布	80万円	
アンケート回収（返信用封筒等）	80万円	
アンケート結果集計	40万円	
交通費	20万円	
合計	**300万円**	**（税込：330 万円）**

※費用は現在の概算

Copyright © 2026 P4RL All Rights Reserved

地域課題－中

（中地域分科会）地域課題に係る報告（令和８年７月）

<table>
<tr><td>件名</td><td colspan="2">地域における多文化共生について</td><td>開催月</td><td>令和８年６月</td></tr>
<tr><td>内容</td><td colspan="4">〇背景又は取り上げた理由
　４月の中地域分科会にて、南部協働センターから「まぜこぜまるシェ」開催事業の報告があった。
　この事業は、外国にルーツをもつ児童の多くいる地域で互いに接点を持つためのきっかけづくりを目的としており、委員からの関心が高かったため、会長からの提案により議題とした。

〇内容
　国際課による出前講座「多文化共生のまちづくり」の説明を受けて、質疑応答や委員間による意見交換を行った。</td></tr>
<tr><td>所管</td><td colspan="4">国際課</td></tr>
<tr><td rowspan="3">質問
・
意見
・
回答</td><td colspan="2">委員からの主な質問・意見等</td><td colspan="2">回答</td></tr>
<tr><td colspan="2">１　災害時には自治会を中心に援助し情報を発信していくこととなる。そうした場合に備え、外国の方に自治会の大切さをアピールしてほしい。</td><td colspan="2">１　ホームページやパンフレット等で自治会を紹介している。自治会に入ることで、地域の方とのつながりも増え、単身の外国人など不安を抱えている方もコミュニケーションが取れることにより、生活の安心感が得られるため周知していきたい。</td></tr>
<tr><td colspan="2">２　地域に外国人がいるか分からず、外国語のごみカレンダーなどを渡せないことがある。また、日本人も外国人のことを理解できておらず、コミュニケーションが一方通行になっている。そのため、風習の違いなどを覚え、外国の方と上手に付き合っていきたいと思っている。</td><td colspan="2">２　＜意見＞</td></tr>
</table>

	3　言葉の問題であれば、多文化共生センターを利用することは可能か。	3　可能である。ブラジル以外の国籍でも、通訳者が必要であれば連絡いただきたい。最近はスマートフォンで簡単に翻訳ができ、また、やさしい日本語などシンプルな言葉で話すことで誤訳も少なくなる。日常のコミュニケーションだけでなく、緊急時にも使用できると思う。
	4　家の中に日本人がいる家庭と、外国人のみの家庭では日本語の理解に差がある。外国人のみで生活している方へのケアに重きを置いていただくと、この問題も少しずつ前に進んでいくと思う。	4　＜意見＞
	5　地域の空き家にベトナム人実習生が来ることがあり、最初はごみ出しの対応に困っていたが、派遣元に指導をお願いすることで問題を解決できた。ルールが分からないだけということが多いと思う。	5　＜意見＞

多文化共生のまちづくり



2026年（令和8年）6月25日
浜松市企画調整部国際課

本日のトピックス

1．多文化共生とは
2．在留外国人の状況
3．浜松市の多文化共生施策
4．今後に向けて

本日のトピックス

浜松市 HAMAMATSU CITY

1．多文化共生とは
2．在留外国人の状況
3．浜松市の多文化共生施策
4．今後に向けて

1．多文化共生とは

浜松市 HAMAMATSU CITY

多文化共生とは…

「**国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的差異を認め合い**、対等な関係を築こうとしながら、**地域社会の構成員として共に生きていくこと**」

（『多文化共生の推進に関する研究会　報告書』　2006年、総務省）

「定住化が進む外国人住民は、同じ地域で共に生活し、地域経済を支える大きな力となっているとともに、多様な文化やスポーツ等の共存がもたらす新しい**地域づくりの重要なパートナー**であるとの認識に立ち、すべての住民の総意と協力のもとに、安全で快適な地域社会を築く多文化共生に向けて、新たなルールやシステムの確立を目指していく。」

（『地域共生』についての「浜松宣言」 2001年、外国人集住都市会議）

本日のトピックス

浜松市 HAMAMATSU CITY

1．多文化共生とは

2．在留外国人の状況

3．浜松市の多文化共生施策

4．今後に向けて

2．在留外国人の状況

浜松市 HAMAMATSU CITY

国内の在留外国人の状況

直近3年間で105万182人増。
2060年代には在留外国人比率が1割超？
（※国立社会保障・人口問題研究所による将来推計）



※（出典）出入国在留管理庁資料に加筆

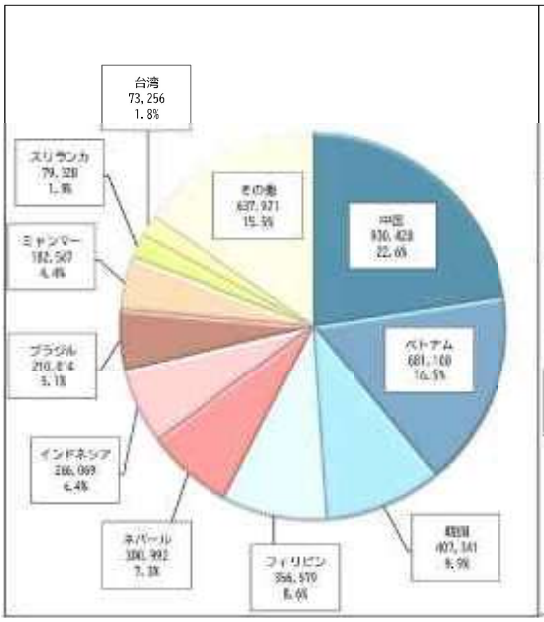
3．在留外国人の状況

浜松市 HAMAMATSU CITY

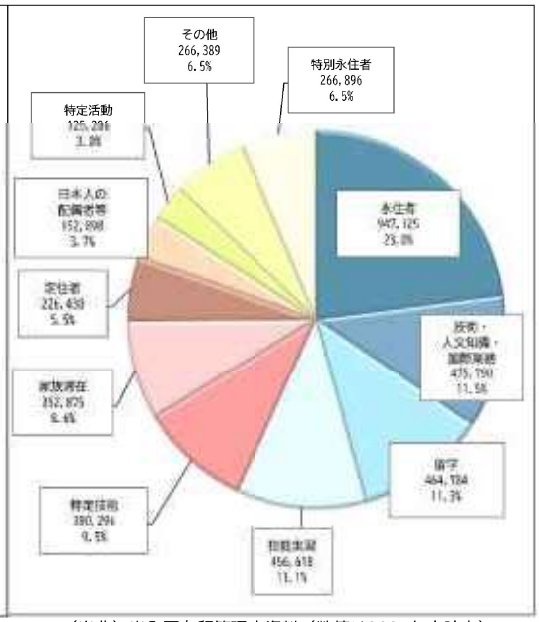
国内の在留外国人の状況

在留外国人（総数）　412万5,395人（2025年12月末）

国籍・地域別



在留資格別



※（出典）出入国在留管理庁資料（数値は2024年末時点）

2．在留外国人の状況

浜松市 HAMAMATSU CITY

在留資格一覧表

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、私学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能（注1）	特定産業分野（注2）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注1）平成31年4月1日から
（注2）介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業
（平成30年12月25日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

※浜松市の外国人市民の６割が有する在留資格

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※　資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

※法務省HPより

2．在留外国人の状況

浜松市 HAMAMATSU CITY

国の受入れに関する主な動き

特定の分野における労働力不足を補うための法・制度改正が進む。
直近では、「技能実習」制度廃止と「育成就労」制度への移行が決定。

- 2012.5　高度外国人材の受入れ（2012.5開始）
- 2015.7～　国家戦略特区による受入れの推進
- 2017.9　在留資格「介護」の創設（2017.9開始）
- 2017.11　外国人技能実習制度の拡充
- 2018.7　日系四世の更なる受入れ
- 2019.4　在留資格「特定技能」の創設
- 2023.8　「特定技能2号」の対象分野追加
 - ― 建設分野、造船・舶用工業分野（うち溶接区分）のみ対象に次の分野を追加
 ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、造船・舶用工業分野（業務区分全て）
 - ― 特定技能１号の特定産業分野のうち 介護分野 以外において特定技能２号の受入れが可能に
- 2023.11　「技能実習」「特定技能」の在り方に関する有識者会議による最終報告
- 2024.6　入管法改正案が成立➡2027.6までに施行
 - ― 「技能実習」制度を廃止し「育成就労」制度へ移行
 特定技能1号水準の技能を有する人材育成と当該分野の人材確保を目的とすることが明確に示された
- 2025.10　在留資格「経営・管理」の許可基準の見直し

8

2．在留外国人の状況

浜松市 HAMAMATSU CITY

国の外国人施策

総合的な共生施策は2018年末から本格実施、近年は専門人材の育成などが進む。
2025年の参院選以降、規制強化に向かう方向が続いている。

- 2012.7　外国人登録制度の廃止・外国人住民が住民基本台帳制度の施行
- 2018.12　「外国人材の受入れ・共生に関する総合的対応策」の策定（126項目）
- 2019.4　「出入国在留管理庁」の新設、出入国在留管理基本計画の策定
- 2019.6　「日本語教育の推進に関する法律」の公布・施行
- 2020.8　「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」の策定
- 2020.9　「地域における多文化共生推進プラン」の改訂
- 2021.10　「日本語教育の参照枠」の取りまとめ
- 2022.6　「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の公表
- 2024.3　「外国人支援コーディネーターの養成の在り方等について」の公表
 - ― 令和6（2024）年度～「外国人支援コーディネーター」養成研修の開始
- 2024.4　「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」の施行
 - ― 令和6（2024）年度～ 日本語教師の国家資格化「登録日本語教員」
- 2025.7　「外国人との秩序ある共生社会推進室」の設置

9

2．在留外国人の状況

浜松市 HAMAMATSU CITY

静岡県内自治体との比較

県内の外国人の４分の１以上が浜松市に居住

（人）

都市名	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
浜松市	25,162	26,520	26,352	25,712	27,672	29,717	31,210
静岡市	10,053	10,937	11,144	10,825	11,483	12,253	14,169
磐田市	8,117	8,703	8,761	8,659	9,363	10,053	10,295
富士市	5,663	6,073	6,032	5,841	6,313	6,991	7,851
掛川市	4,479	4,847	4,585	4,487	4,828	5,205	5,633
袋井市	4,483	5,046	4,825	4,780	5,551	5,922	6,177
沼津市	4,300	4,597	4,513	4,297	4,862	5,327	5,818
焼津市	4,179	4,590	4,771	4,819	5,225	5,649	5,996
菊川市	3,472	3,882	3,738	3,689	3,878	4,032	4,211
湖西市	3,153	3,581	3,591	3,544	3,893	4,385	4,450
その他	19,398	21,372	21,317	20,685	23,277	26108	28,471
県内合計	92,459	100,148	99,629	97,338	106,345	115,642	124,281

※法務省「在留外国人統計」各年12月末現在

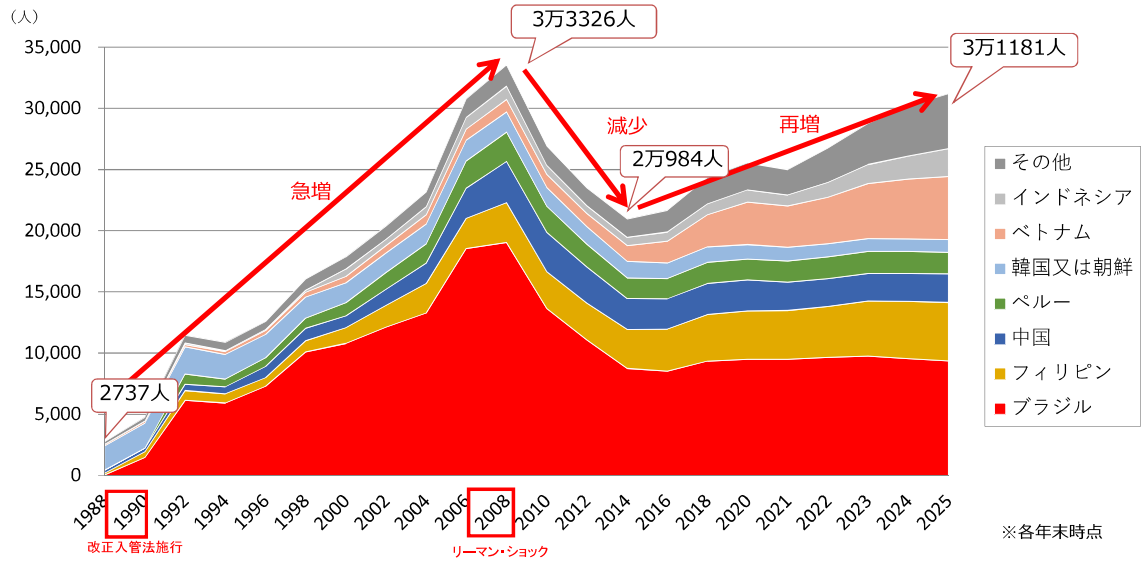
10

2．在留外国人の状況

浜松市 HAMAMATSU CITY

浜松市の外国人市民の状況

- **1990年の改正入管法施行を機にブラジルやペルーなどの南米日系人を中心に急増**
- **近年はベトナム人の増加が顕著、フィリピン、インドネシアも増加傾向**



※各年末時点

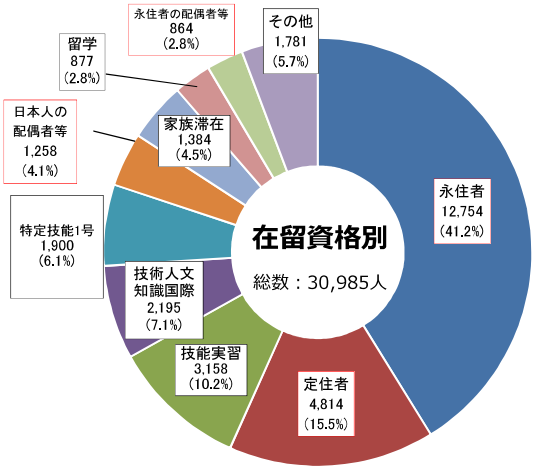
11

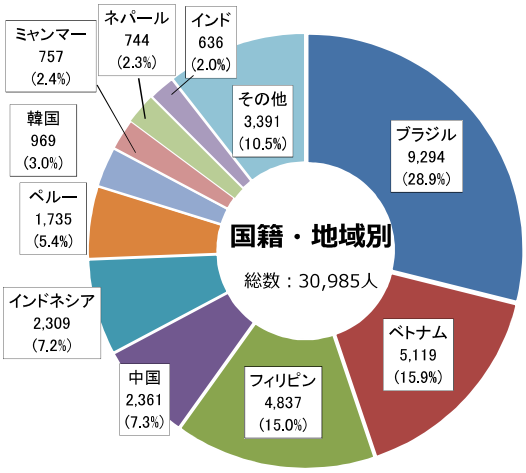
2．在留外国人の状況

浜松市 HAMAMATSU CITY

浜松市の外国人市民の状況

- ブラジルなど南米系出身者が3割超を占めるが、近年はアジア系など多国籍化が進む
- 永住者や定住者など長期滞在が可能な身分系在留資格の割合が約6割を占める（定住化）
- 輸送用機器等の製造業に従事する割合が高く、近年は技能実習が増加傾向





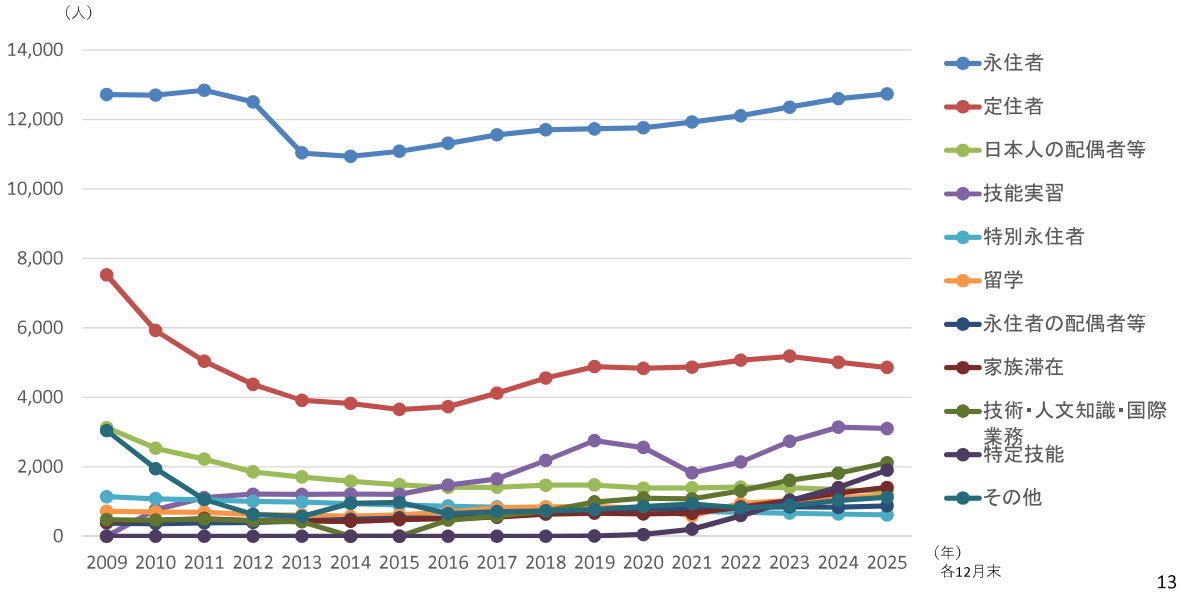
※2026年4月1日現在

2．在留外国人の状況

浜松市 HAMAMATSU CITY

浜松市の外国人市民の状況

- 技能実習の増加が顕著、特定技能も増加傾向
- 高度外国人材が徐々に増加、それに伴い共に来日する家族滞在が増加傾向



2．在留外国人の状況

浜松市 HAMAMATSU CITY

増加傾向にある国籍・地域、在留資格（2015年→2025年）

国籍・地域	2015.1	2025.1	増減	主な在留資格（上位順）
フィリピン	3,172人	4,709人	＋1,537人 （150%増）	永住者、定住者、技能実習、 日本人の配偶者等、永住者の配偶者等
ベトナム	1,286人	4,882人	＋3,596人 （380%増）	技能実習、永住者、技人国、特定技能、 家族滞在
インドネシア	668人	1,875人	＋1,207人 （280%増）	技能実習、特定技能、永住者、定住者、 技人国

在留資格	2015.1	2025.1	増減	主な国籍・地域（上位順）
技能実習	1,214人	3,143人	＋1,929人 （260%増）	ベトナム、インドネシア、フィリピン、 ミャンマー
留学	580人	1,109人	＋529人 （190%増）	ミャンマー、ネパール、ベトナム、 中国、スリランカ
家族滞在	430人	1,239人	＋809人 （290%増）	ベトナム、インド、ネパール、中国

14

本日のトピックス

浜松市 HAMAMATSU CITY

1．多文化共生とは
2．在留外国人の状況
3．浜松市の多文化共生施策
4．今後に向けて

15

3. 浜松市の多文化共生施策

浜松市 HAMAMATSU CITY

主な変遷

- 1982年　浜松国際交流協会を設立（※1991年財団法人、2010年公益財団法人に改組）
- 1991年　企画部内に国際交流室を新設（※1999年国際室、2003年国際課へ改称）
- 1992年　浜松市国際交流センター（現浜松市多文化共生センター） 開設
- 2001年　浜松市世界都市化ビジョン 策定（※2008年改訂）
- 2001年　外国人集住都市会議を提唱・設立、第1回会議を浜松市で開催
- 2010年　浜松市外国人学習支援センター 開設
- 2011年　外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業 開始
- 2012年　日韓欧多文化共生都市サミット2012浜松 開催
- 2013年　浜松市多文化共生都市ビジョン 策定（※以降、2度改定）
- 2015年　外国人集住都市会議はままつ2015 開催
- 2017年　インターカルチュラル・シティ・ネットワーク 加盟
- 2019年　都市間連携サミット2019浜松 開催
- 2020年　外国人雇用サポートデスクを浜松市多文化共生センター内に開設
- 2021年　外国人材活躍促進事業　（外国人材活躍宣言認定事業所 等）開始
- 2024年　インターカルチュラル・シティシンポジウム2024浜松 開催

16

3. 浜松市の多文化共生施策

浜松市 HAMAMATSU CITY

多文化共生都市ビジョン

- 2013年3月策定（2018、2023年改訂：現在第3次）※計画期間：2023～2027年度
- 生活支援などの課題解決型の多文化共生の取組を充実させるとともに、外国人材の活躍をさらに促進し、多様な人材とともに都市を発展させる価値創造型の多文化共生社会を目指す

【目指す都市の将来像】

相互の理解と尊重のもと、創造と成長を続ける、ともに築く多文化共生都市

【目指す方向性】

協働　認め合い、手を取り合い、ともに築くまち

創造　多様性を生かして新たな価値・文化を生み出すまち

安心　誰もが快適に暮らせるまち

【重点取組】

① 外国人材の活躍促進
② 総合的・体系的な日本語教育の推進
③ 日常生活やライフステージに応じた支援体制の構築
④ 危機管理体制の強化
⑤ デジタルツールの活用・DXの推進

17

3. 浜松市の多文化共生施策

浜松市 HAMAMATSU CITY

多文化共生都市ビジョン

協働

(1) オール浜松での取組推進
◆多文化共生に携わる多様な関係機関等との連携促進
◆浜松国際交流協会のネットワーク機能の強化
◆多文化共生優良事例の共有

(2) 多文化共生のための教育・啓発
◆国際理解教育の推進
◆多文化共生に対する理解促進

(3) 交流機会の充実による相互理解の促進
◆相互交流イベントの開催
◆地域での交流促進のための支援

(4) 多様性のある地域活動の促進
◆自治会など地域コミュニティへの参画促進
◆外国人コミュニティや支援団体との連携強化

創造

(1) 次世代の育成・支援
◆子供たちの国際感覚の涵養
◆外国にルーツを持つ子供たちへの教育支援
◆外国にルーツを持つ青少年期のキャリア支援の充実

(2) 多様性を生かした文化・創造活動の促進
◆文化・芸術活動への参加促進
◆多様性の理解・尊重による新たな文化の醸成と発信
◆外国人市民による自らの文化の発信

(3) 多様性を生かした地域の活性化
◆外国人市民の就労支援
◆多様な外国人材の受入れ促進
◆地域における外国人の起業促進

(4) 他都市や関係機関との連携推進
◆国内の都市や関係機関との連携促進
◆インターカルチュラル・シティとの連携を通じた知見やノウハウの共有

安心

(1) 危機管理対策（災害・感染症等）
◆災害時外国人支援情報コーディネーターを中核とした防災対策
◆共生社会の防災力向上
◆多様な発信ツールを活用した情報提供

(2) コミュニケーション支援
◆日本語学習支援体制の強化・充実
◆通訳・相談員の配置充実と育成強化・活用
◆ICT等を活用した多言語・やさしい日本語による情報提供

(3) 地域共生支援
◆地域課題の解決に向けた支援と情報共有
◆地域ルールの理解や義務の遂行に向けた啓発
◆地域での相互理解を進める人材の育成と活用

(4) 安心な暮らしの確保
◆各種情報や相談対応の充実《ライフステージ・住居・医療・福祉・保健・在留資格》
◆地域の生活支援・社会福祉拠点との連携
◆安心した生活のための周知・啓発《防犯・交通安全等》

18

3. 浜松市の多文化共生施策

浜松市 HAMAMATSU CITY

拠点施設

◆浜松市多文化共生センター

多文化共生コーディネーターなどの専門スタッフを配置し、地域における多文化共生の取組など、外国人市民の定住化に対応したさまざまな支援を包括的に実施（2008年7月改組）　※前身の国際交流センターは1992年開設

【主な事業】
○ 多言語相談・情報提供【多文化共生総合相談ワンストップセンター】
○ 地域共生事業　○ 多文化防災事業　○ 人材育成事業
○ 多様性を生かしたまちづくり
○ 多文化共生理解促進・活動支援事業
○ 外国人材帯同家族に対する日本語教室や生活オリエンテーションを実施（2025年度～）



◆浜松市外国人学習支援センター

外国人の大人から子供までを対象とした総合的な学習支援の施設の拠点として日本語教室や日本語ボランティア養成講座などを市民協働により実施（2010年1月18日開設）
※2F=南米系外国人学校ムンド・デ・アレグリアが入居

【主な事業】
○ 外国人市民を対象とした日本語教室
○ 日本語学習支援ボランティア養成講座
○ NPO等支援団体と連携した地域日本語学習支援
○ 多文化理解・交流のための講座やイベント
○ 外国につながる次世代の学習支援



19

3. 浜松市の多文化共生施策

浜松市 HAMAMATSU CITY

拠点施設：浜松市多文化共生センター





20

3. 浜松市の多文化共生施策

浜松市 HAMAMATSU CITY

拠点施設：浜松市多文化共生センター



● **地域への取組み**

① 生活ルールの周知／理解
自治会活動や、ごみ出し・分別方法の説明会、防災訓練など通訳派遣や、
多言語での回覧文の様式を公開するとともに回覧文書翻訳に対応

② 地域での事例共有
地域共生自治会会議を開催し、外国人住民からの視点も踏まえ、
地域での課題や事例を共有する場としています。

③ 講師の紹介
外国人住民の状況や多文化共生の取組み、各国の文化理解の講座について

④ なんでも相談窓口
多言語での生活相談、各専門家（入管、弁護士、社労士等）との連携

⑤ 地域のイベント企画支援
防災、祭り、自治会などへの外国人住民参加呼びかけ、効果的に行う工夫等

● **その他の取組**

・人材育成（外国人防災リーダー、地域社会での相互理解を進める人材）
・多文化共生活動団体への助言や支援、ネットワーク会議
・家族滞在者等に向けた、新生活オリエンテーション
・外国人材を雇用する企業支援（アドバイザー派遣等）
・情報発信、多文化共生に関する啓発

21

3. 浜松市の多文化共生施策　安心

浜松市 HAMAMATSU CITY

生活ルールの周知、理解

● **地域への取組み**

各国語の説明文書などをオンライン公開

・自治会の活動についての説明文

ex) 費用、活動、スケジュール

→ 各自治会の実態に合わせ記載したものを必要な言語に翻訳をします。

・草取り、夏祭り、防災訓練ちらし

・短文の案内

（自治会費等の請求、

〇〇にごみを捨てないで、

草刈り）

・集会所規定　　など





22

3. 浜松市の多文化共生施策　安心

浜松市 HAMAMATSU CITY

生活・行政情報の多言語化及び発信

◆外国語版広報はままつ
（英語・ポルトガル語・やさしい日本語）



広報プラス はままつ

▲広報プラスはままつ
（およそ100か国の言語での自動翻訳）

◆市公式多言語生活情報サイト
「カナル・ハママツ」

【掲載内容】
教育、防災、税金、福祉、
ごみ・リサイクル、
健康と医療、労働　等

◆ウェルカムパック

<7言語対応>
・英語
・ポルトガル語
・やさしい日本語
・スペイン語
・フィリピノ語
・中国語
・ベトナム語

◆防災ホッとメール
（やさしい日本語・英語・ポルトガル語）

土砂災害や　河川氾濫
避難所の開設等の情報を
多言語で配信。



◆行政窓口での多言語通訳用タブレット端末や電話対応時の3者間通話の活用





23

3. 浜松市の多文化共生施策　安心

浜松市 HAMAMATSU CITY

やさしい日本語 の活用促進

2021年度実施「浜松市における日本人市民及び外国人市民の意識実態調査」より

外国人対応は外国語でなければいけない？

→日本語が、ある程度わかる外国人市民は多い

日本語で会話することが「まあまあできる」「わりとできる」「ほぼ完全にできる」と回答した割合　**80.1%**

ひらがな・カタカナを読むことが「まあまあできる」「わりとできる」「ほぼ完全にできる」と回答した割合　**78.6%**

やさしい日本語とは？

普段使用している日本語よりも簡単で、だれでも分かりやすい日本語

■ ステップ１　短文・単文にする

（例）ただちに避難してください　→　ただちに／避難して／ください

■ ステップ２　やさしいことばに変換する（具体的にする）

（例）ただちに　→　すぐに　　避難して　→　逃げて

⇒すぐに／逃げて／ください

■ ステップ３　やさしい文法に変換する

（例）余震がくる可能性があるため、ただちに避難してください

⇒すぐに／逃げて／ください／この後／また／揺れる／かもしれません



■ 参考資料

在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン（出入国在留管理庁・文化庁）

24

3. 浜松市の多文化共生施策　安心

浜松市 HAMAMATSU CITY

多言語による生活相談や情報提供・通訳職員の配置

区分	内容
母語による相談 @多文化共生総合相談ワンストップセンター	ポルトガル語、英語、スペイン語、中国語、フィリピノ語、 ベトナム語、インドネシア語
専門機関と連携したワンストップ相談 @多文化共生総合相談ワンストップセンター	○ 在留手続き相談 ➡ 出入国在留管理庁と連携（ポルトガル語、スペイン語） ○ メンタルヘルス相談 ➡ 市精神保健福祉センターと連携 （ポルトガル語対応のブラジル人心理士2名を配置、英語、スペイン語、中国語 フィリピノ語、ベトナム語、インドネシア語） ○ 法律相談 ➡ 静岡県弁護士会と連携 （英語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピノ語） ○ 行政書士相談 ➡ 静岡県行政書士会西遠支部と連携 （ポルトガル語、スペイン語） ○ 税務相談 ➡ 東海税理士会浜松西支部と連携 （ポルトガル語、スペイン語、フィリピノ語） ○ 雇用・就労相談 ➡ 地元経済団体と連携
市役所窓口等の通訳	○ ポルトガル語通訳職員 約30名（配置：窓口・税金・保健・福祉・教委　等） ○ 英語通訳職員　2名（国際交流員）

25

3. 浜松市の多文化共生施策　安心

浜松市 HAMAMATSU CITY

危機管理対策（災害・感染症等）

◆浜松市災害時多言語支援センター

大規模災害が発生した際に外国人支援活動を行う拠点として、
公益財団法人浜松国際交流協会（HICE）との連携により
浜松市多文化共生センター内へ設置

＜主な活動＞
- ○ 災害時に外国人に対して提供が必要な情報の収集及び多言語による発信
- ○ 外国人からの相談・問合せ等への対応
- ○ 避難所等への通訳者派遣と外国人の避難状況把握　など



◆災害時多言語ボランティアの養成

災害時多言語支援センターの体制整備の一環として、
バイリンガルによる災害時多言語ボランティアの活躍を
促すための養成研修を実施（2015年度～）



◆多文化防災訓練の実施

自治会や地域の総合病院（遠州病院）等と連携し、
外国人市民を巻き込んだ多文化防災訓練を実施



3. 浜松市の多文化共生施策　協働

浜松市 HAMAMATSU CITY

オール浜松での取組推進

◆浜松市多文化共生推進協議会

多文化共生の推進に携わる各種団体・関係機関やコミュニティ代表らの参画を得て、
多文化共生のまちづくりをオール浜松で推進することを目的として開催。
（2012年度設立）

※参加14団体・機関（浜松市、浜松商工会議所、浜松自治会連合会、浜松市民生委員児童委員協議会、在浜松ブラジル総領事館、法務省名古屋出入国在留管理局浜松出張所、厚生労働省静岡労働局浜松労働基準監督署、厚生労働省静岡労働局浜松公共職業安定所、静岡県警察浜松市警察部、浜松市教育委員会、公益財団法人浜松国際交流協会、浜松市外国人市民共生審議会、浜松市地域日本語教育総合調整会議等）



◆浜松市外国人市民共生審議会

外国人市民が市民生活を営む上での諸問題や日本人市民と外国人市民との共生の推進等について調査・審議。
（前身の市民会議は2000年設置、2008年度～条例設置）

⇨外国人市民から直接声を聴く公的機会を設け、提言を施策へ反映

◇任期 3年　2023年4月から第7期
◇構成=委員10名
（第7期：ブラジル1、フィリピン1、ベトナム1、中国1、インドネシア2、韓国1、ペルー1、学識経験者、知識経験者）



◆はままつ多文化共生活動表彰制度

多文化共生社会づくりに積極的に取り組み、他の模範となる優れた先駆的・継続的な取り組みを行っている団体、個人を表彰することで、多文化共生の成功・優良事例を共有（2018年度創設）



本日のトピックス

浜松市 HAMAMATSU CITY

1．多文化共生とは
2．在留外国人の状況
3．浜松市の多文化共生施策
4．今後に向けて

4．今後に向けて

浜松市 HAMAMATSU CITY

- 多様な文化背景を持つ住民同士の相互交流や対話の機会の充実
- 多様性を新たな文化の創造･発信や地域の活性化に生かした取組の推進
- 類似した課題を抱える国内外の多文化共生都市との連携強化を通じた課題解決

多様性を都市の活力や発展につなげる
「誰もが活躍できる多文化共生都市・浜松」の実現









ご清聴ありがとうございました

地域課題－南

（南地域分科会）地域課題に係る報告（令和８年７月）

<table>
<tr><td>件名</td><td colspan="2">馬込川水門の工事実施状況について</td><td>開催月</td><td>令和８年６月</td></tr>
<tr><td>内容</td><td colspan="4">〇背景又は取り上げた理由
　浜松市沿岸域の津波対策の整備が一部残る馬込川河口部は、津波被害軽減のため令和３年から水門整備工事が実施されている。令和４年度には南区協議会委員の希望者による現場視察を実施した。
　毎年度、県による工事の進捗状況について説明を実施している。

〇内容
　令和９年度内での完成が近いため、工事の整備状況について、静岡県浜松土木事務所沿岸整備課から説明いただいた。</td></tr>
<tr><td>所管</td><td colspan="4">静岡県浜松土木事務所　沿岸整備課</td></tr>
<tr><td rowspan="4">質問
・
意見
・
回答</td><td colspan="2">委員からの主な質問・意見等</td><td colspan="2">回答</td></tr>
<tr><td colspan="2">１　何度か見学に行ったことがある。企業の協力による防潮堤の整備を含め、ここまでの災害を防ぐ大工事を進めていただいたことに感謝申し上げたい。</td><td colspan="2">１　＜意見＞</td></tr>
<tr><td colspan="2">２　昨年、見学会に参加した際、工事関係者より「自信をもって建設している」との話があった。実際に津波が発生した時に、正常に機能することを願っている。</td><td colspan="2">２　＜意見＞</td></tr>
<tr><td colspan="2">３　来年度に水門が完成するが、地域の中には関心が低い人もいる。そのような方々に向けて、大きくＰＲする場を設けてほしい。</td><td colspan="2">３　来年度、完成式典等を計画していく。また、完成後に地域の方々に見学いただく機会を検討していく。</td></tr>
</table>

馬込川水門整備



水門の位置

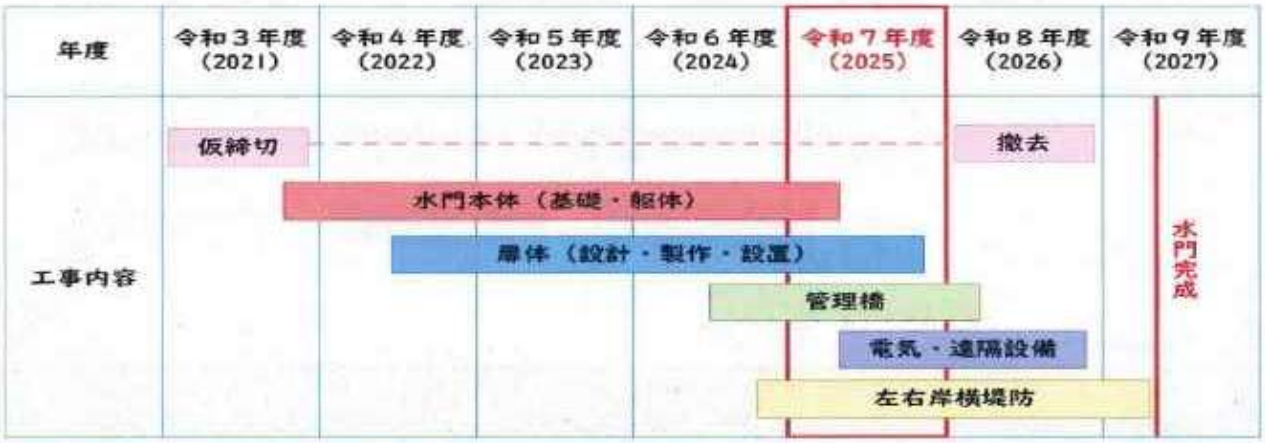


水門整備の概要

馬込川水門は、天竜川河口から浜名湖今切口までの浜松市沿岸域約17.5kmの内、馬込川河口部のため、防潮堤の整備による津波対策が残る場所に新たに建設する水門です。工事は、令和３年度からはじまり、総工費約97億円(令和８年１月現在)をかけて**令和９年度に完成する予定**です。

当水門は、浜松市沿岸域防潮堤と同レベルの防護水準を確保するため、レベル２津波に対しても大幅な減災効果が期待できる構造としています。

水門の操作は、地震計が最大加速度250ガル以上(震度５強程度)の地震を検知又はＪアラートで大津波警報等を受信した場合、水門ゲートを閉鎖する自動制御システムを採用しています。また、水門の操作は、操作室又は管理棟での機側操作に加え、浜松土木事務所からの遠隔操作も可能です。

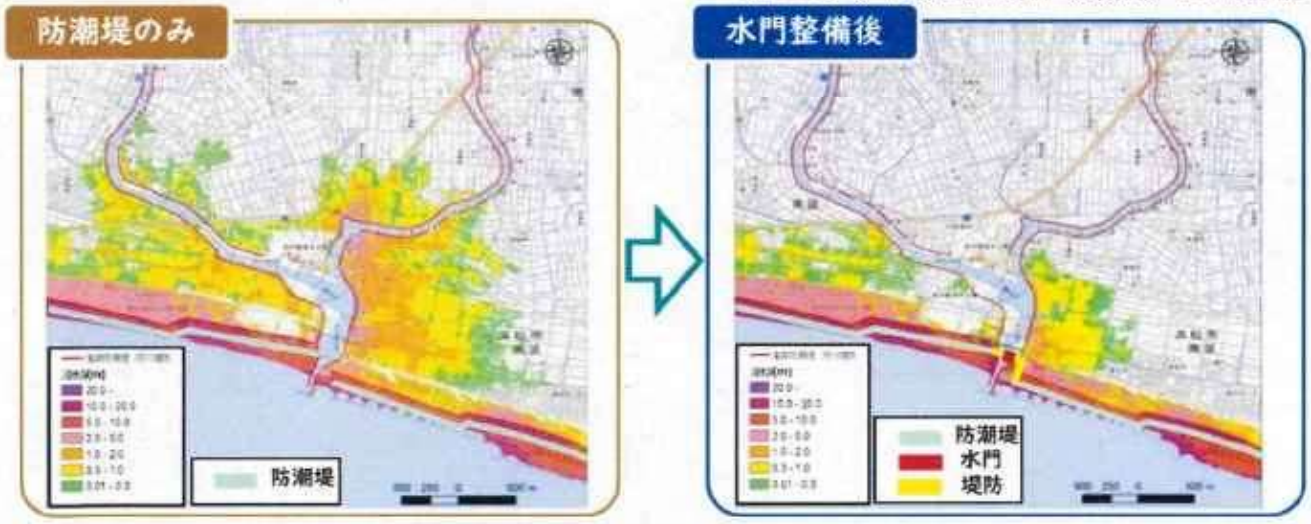


馬込川水門による減災効果

馬込川周辺における浸水範囲の変化

➢ レベル２※ 津波による宅地浸水面積を **89%低減**

※レベル２：想定される中で最大クラスの津波



区分	防潮堤のみ	水門整備後
宅地の浸水面積	64%低減	89%低減
うち浸水深２m以上	93%低減	98%低減

浸水深２m以上の宅地面積では**98%**の**低減効果**があります。

浸水深２mを超えると木造家屋の全壊割合が大幅に増加することが知られています。

工事の進捗状況（施工の流れ）

令和3年6月～令和8年4月現在


① R3.6 仮締切工着手


② R4.4 堰柱基礎杭施工中


③ R5.5 堰柱施工中


④ R6.7 堰柱完成


⑤ R7.6 本体工完成・扉体工施工中

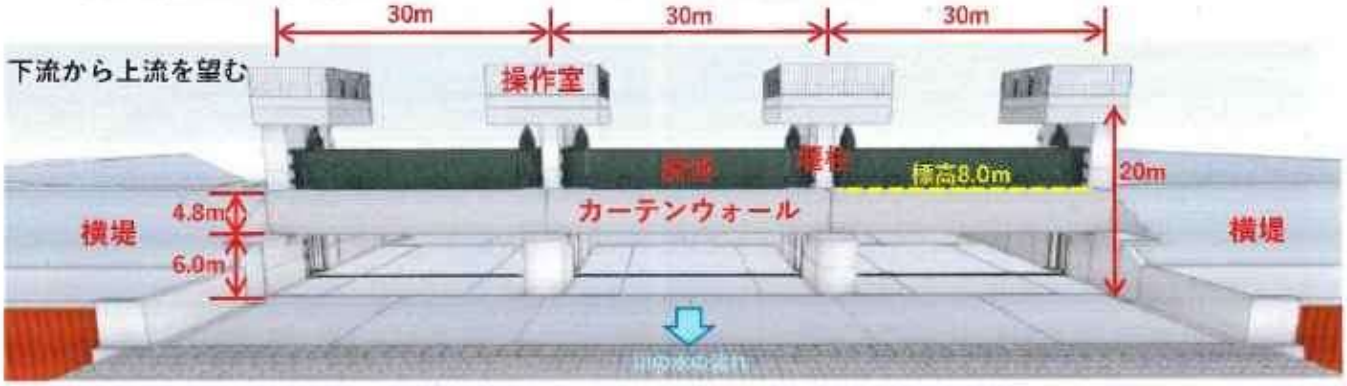

⑥ R7.10 管理橋・操作室施工中

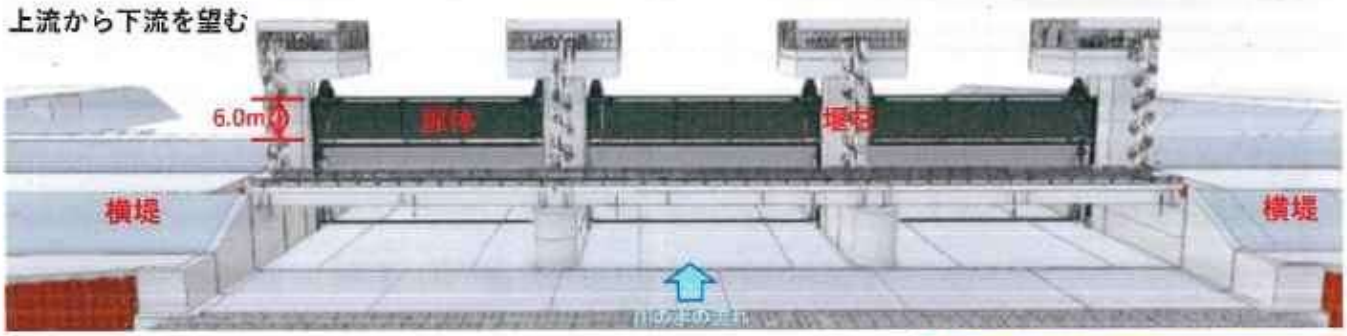

⑦ R8.3 扉体工・管理橋・操作室完成


⑧ R8.4 右岸横堤施工中

水門の構造（正面図・開門時）

➢ 水門幅 **90m**、津波を防ぐための高さは **標高8.0m**





水門形式	鋼製シェル構造サーニットゲート	
門数	3門	
水門幅	90m（30m×3門）	
敷高	T.P.-2.84m	
水門高さ(操作室屋上)	24.95m	
基礎工	鋼管杭φ1200×（28.5～31.5m）×190本 鋼管杭φ800×31.5m×45本	
カーテンウォール天端高	T.P.+8.00m	
扉体の構造	純径間27m×有効高6m	
水密方式	前面4方ゴム水密	
開閉方式	電動ワイヤロープウインチ式 （2モータ2ドラム急降下装置付き）	
開閉速度	常時（通常）	0.3m/min
	地震時（自重降下）	2.0m/min
操作方式	機側操作及び遠隔操作（自動操作）	



DOBO CLUB ▶ 土木 LOVE

どぼカードを**配布中**！



YouTube「馬込川水門Ch」で
工事の進捗状況などを**配信中**！



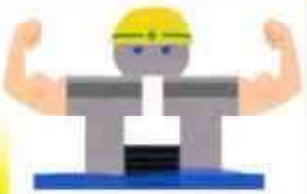
静岡県浜松土木事務所

〒430-0929
浜松市中央区中央1丁目12番1号
（総合庁舎8階）
沿岸整備課(TEL：053-458-7289)

Ver.1.3(2026.5)

浜松市沿岸津波対策

水門扉体工の工事が完了！



浜松市沿岸部にお住いの皆さまの安全のため、全国に先駆け「レベル2（想定最大）津波に対する減災」を目標に整備された防潮堤。その中で唯一整備が残る馬込川河口部。河口部を襲う津波からの減災を目的に「馬込川水門」の整備を進めています。

「水門扉体（ゲート）」の工事完了！

約３年６ヶ月かけて進めてきた水門扉体（ゲート）工は、ゲートの正常な全閉・全開動作を確認した上で、令和８年３月に工事が完了しました。

引き続き、水門に接続する左右岸堤防工事等を進めていきます。



完成目標は令和９年度！

令和９年度完成を目標に工事を進めています。概ね順調に進んでいます。

年度	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）
工事内容（予定）	仮締切設置					撤去	
		①水門本体（基礎・躯体）				河川切替	
			②水門扉体（設計・製作・設置）			現在	
						③左右岸堤防	完成予定

Check! 進捗状況写真は、南行政センター１階と県浜松総合庁舎１階にも展示しています。
また、静岡県浜松土木事務所ホームページでもご覧いただけます。 ⟶

Check! 静岡県と浜松市では、**津波対策を進めるための寄附を募集**しています。詳しくはホームページをご覧ください。

静岡県　浜松市

「操作室」「管理橋」の工事も完了！

水門上部にある「操作室」は、扉体（ゲート）を開閉する機器類を潮風等から守っており、壁にアルミ材や屋根に木材を使用することで、軽量な構造としています。







水門上流側にある「管理橋」は、水門を維持管理していく上で必要不可欠であるとともに、馬込川の左右岸が繋がり、防潮堤とも繋がることで、天竜川から浜名湖今切口までの浜松市沿岸域において、遊歩道としての利用が可能になります。







「右岸横堤」「管理棟」の工事を施工中！

「右岸横堤」は、水門右岸側に接続し、水門同様に津波を減災させる堤防です。
「管理棟」は、水門右岸側の津波浸水しない場所で、水門を現地で開閉するための機能を有した建物です。令和８年度内の工事完了を予定しています。





工事の進捗などを YouTubeで配信中！　馬込川水門Ch

【お問い合わせ】静岡県 浜松土木事務所 沿岸整備課
TEL：053-458-7289　E-Mail：hamado-engan@pref.shizuoka.lg.jp

地域課題－南

（南地域分科会）地域課題に係る報告（令和８年７月）

<table>
<tr><td>件名</td><td colspan="2">南地域の賑わい創出（地域力向上）について</td><td>開催月</td><td>令和８年６月</td></tr>
<tr><td>内容</td><td colspan="4">〇背景又は取り上げた理由
　南地域は地域力向上事業として、「南地域オータムフェスタ」や「ビーチコート利用促進事業」などを実施している。
　南地域の人口減少が進んで行く中、本地域の更なる活性化を図る地域力向上事業について委員間で意見交換をしたいと考え、会長からの提案により議題とした。

〇内容
　南地域内の自然や施設等の地域資源を活用した新規事業のきっかけになるアイデアについて、グループワークによる意見交換を行った。</td></tr>
<tr><td>所管</td><td colspan="4">南行政センター</td></tr>
<tr><td rowspan="4">質問
・
意見
・
回答</td><td colspan="2">委員からの主な質問・意見等</td><td colspan="2">回答</td></tr>
<tr><td colspan="2">１　「南地域オータムフェスタ」の内容を変えても良いのではないか。
　以前、町内で開催していた盆踊り大会を加えれば、これまでの来場者と異なる方々にも参加いただけるのではないか。</td><td colspan="2">１　＜意見＞</td></tr>
<tr><td colspan="2">２　個々で開催しているイベントを点とし、それらを南地域全体に線のように繋げていきたい。
　各地域で開催されているウォーキングやジョギングのイベントを広く周知し、展開していくのが良い。</td><td colspan="2">２　＜意見＞</td></tr>
<tr><td colspan="2">３　幼稚園やお店がないなど人が集まる拠点がない地域でも、住民が連携してイベントなどを行っている。
　南地域の中でも地域差はあるが、地域課題は当該地域住民がどのような知恵を出し合い、取り組んでいるかが重要だ。</td><td colspan="2">３　＜意見＞</td></tr>
</table>

	4　馬込川水門の整備や豊臣秀吉ゆかりの頭陀寺の紹介など、地域資源をもっと周知、活用したらどうか。 　また、地域住民がイベントを知らないなどの課題があるため、地域分科会委員の所属団体へも周知することも一つの方法ではないか。	4　＜意見＞
	5　河輪地区には幼稚園がなくなったが、力を入れるべきは就学前のこどもたちではないか。 　地域のこどもたちは地域で育てることが大事であり、地域が主体となって、こどもたちとともに南地域を盛り上げていくのが良いのではないか。	5　＜意見＞